

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案及び警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"><li>・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム</li><li>・電子メール (keibigyo2019@npa.go.jp)</li></ul> <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局生活安全企画課 警備業法施行規則等パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-0096 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和元年6月10日（月）から 令和元年7月9日（火）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

## 〈 参 考 〉

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

### 【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合  
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合  
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合  
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合  
対象規定を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。